

災害により被害を受けた方に対する支援等について

災害により被害を受けた方に対する支援等につきまして、次のとおりお知らせします。申請方法等の詳細につきましては、各担当窓口にお問い合わせください。

分野	内容	担当窓口
り災証明書等	<p>■り災証明書等の発行</p> <p>住家や家財等が被害を受けた場合は、被害の程度に応じて「り災証明書」等を発行しています。</p> <p>証明書は、公的な支援や税の減免、火災保険の保険金などを受け取るために必要になる場合があります。</p> <p>証明書の必要性については、事前に保険会社などにご確認ください。</p> <p>なお、災害が発生した日から3か月以内に申請していただくようお願いします。</p> <p>【申請に必要なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の写真 ・本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、保険証等） ・その他市で必要と判断するもの <p>【注意】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化、メンテナンス不良等はり災証明書の対象外となり、「被災届出証明書」となる場合があります。 ・火災によるり災証明書は、消防組合で発行しています。 	<p>申請先： 税務課資産税担当 (内線 135)</p>
災害ごみ等	<p>■災害ごみの処理</p> <p>局地的な災害被害の場合等は、災害廃棄物の仮置場を設置しないこともあります。</p> <p>ごみ処理施設に災害ごみを直接持ち込む場合は、事前に埼玉西部環境保全組合にお問い合わせください。り災証明書により、ごみの処理手数料が免除される制度があります。</p> <p>■草木・土砂の処理</p> <p>水路等から敷地内へ流入したと思われる草木については、集積所に搬出できます（通常収集で対応）。</p> <p>土砂等は、土のう袋に入れて敷地内に仮置きし、道路建設課にご連絡ください。道路建設課が直接収集します。分別に必要なゴミ袋や土のう袋は生活環境課から提供可能です。</p>	<p>埼玉西部環境保全組合 (049-271-1500)</p> <p>道路建設課保全担当（内線 254）</p> <p>生活環境課環境推進担当（内線 213）</p>
家屋等の消毒	<p>■床上・床下浸水した住宅などの殺菌消毒</p> <p>水害により家屋が床下・床上浸水した場合、希望される方には、行政サービスの一環として消毒を実施します。ただし、消毒に当たっては、持ち主に家屋を清掃し、乾燥させていただく必要があり、消毒は職員ができる範囲での簡易的なものとなります。なお、必要な方には消毒業者の紹介を行います。</p> <p>※厚生労働省と埼玉県によれば、床下や庭の浸水による消毒は、清掃後に乾燥させれば不要であるとされています。</p>	<p>生活環境課環境推進担当（内線 213）</p>

分野	内容	担当窓口
土のう	<p>■土のうの配付 台風や大雨時に道路冠水等が発生した付近にお住いの方を対象に、土のうを支給しています。</p> <p>【支給条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各家庭の敷地内で管理すること。 ・支給した土のうは回収しません。 ・最大30袋まで。 	道路建設課道路保全担当（内線254）
道路上の処理	<p>■安全な道路通行のための処理 道路上に土砂等がある場合は、道路建設課が通行に支障のないよう処理します。 また、道路に損傷がありましたら、道路建設課が対応しますので、ご連絡ください。</p>	道路建設課道路保全担当（内線254）
災害見舞金	<p>■災害見舞金の支給 災害により、死亡、負傷、住居の全壊、半壊、床上浸水した場合は、災害見舞金を受けられることがあります（災害救助法が適用されない災害に限る。）</p>	福祉政策課福祉政策・地域福祉担当（内線284）
布団等	<p>■布団等の支給 被災者には、日本赤十字社から布団、毛布、緊急セット（歯ブラシなど）の支給を受けられることがあります。</p>	福祉政策課福祉政策・地域福祉担当（内線284）
市税等	<p>■市民税・県民税の減免 住宅が全壊、半壊、床上浸水、床下浸水の被害を受けた場合は、税の減免を受けられることがあります。</p>	税務課市民税担当（内線131）
	<p>■固定資産税・都市計画税の減免 住宅が全壊、半壊、床上浸水の被害を受けた場合は、税の減免を受けられることがあります。</p>	税務課資産税担当（内線135）
	<p>■国民健康保険税の減免等 住宅が全壊、半壊、床上浸水の被害を受けた場合は、税の減免及び一部負担金の免除を受けられることがあります。</p>	保険年金課国民健康保険担当（内線171）
	<p>■後期高齢者医療保険料の減免等 住宅が全壊、半壊、床上浸水の被害を受けた場合は、保険料の減免及び一部負担金の免除を受けられることがあります。</p>	保険年金課高齢者医療担当（内線175）
	<p>■介護保険料の減免等 住宅が全壊、半壊、床上浸水の被害を受けた場合は、保険料の減免及び一部負担金の免除を受けられることがあります。</p>	介護保険課介護保険担当（内線192）
水道料金	<p>■水道料金の減免 住宅が全壊、半壊、床上浸水、床下浸水の被害を受けた場合は、り災証明書を受けた方は、水道料金の減免を受けられることがあります。 り災証明書の交付を受けた方は市から水道企業団に連絡しますので、申請手続は不要です。</p>	水道企業団（049-283-1955）

発行 鶴ヶ島市 総務部 危機管理課 防災危機管理担当

所在地 〒350-2292 鶴ヶ島市大字三ツ木16番地1

電話 049-271-1111（代表）